

令和 5 年 6 月 15 日現在

機関番号：34404

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2022

課題番号：19K12932

研究課題名（和文）表現的応報理論に基づく適切な刑罰形態に関する哲学的研究

研究課題名（英文）Philosophical Study on the Appropriate Forms of Punishment Based on the Expressive Theory of Retribution

研究代表者

中村 信隆（Nakamura, Nobutaka）

大阪経済大学・経営学部・講師

研究者番号：60823367

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、犯罪行為によって貶められた被害者の尊厳を表現するという観点から刑罰を正当化する「表現的応報理論」の立場から、応報主義的な刑罰理論を発展させたものである。特に本研究は、この理論が前提とする被害者の「尊厳」とは何なのかを分析し、そしてその尊厳を表現するために加害者に苦しみを与える応報的刑罰は復讐と何が異なるのかを明らかにし、またこの被害者の尊厳を表現するためにはどのような刑罰形態が適切なのかを考察し、一般的に人道的観点から批判されがちな身体刑が道徳的に正当化の余地があることを示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、表現的応報理論の立場から応報主義的な刑罰理論を発展させることにより、従来、直観レベルで一定の支持を集めながらもその根拠が不明瞭であるがゆえに否定的に評価されることも多かった応報主義の考え方を明確化して正当化することができるという意義をもつ。またこの理論の立場から適切な刑罰形態について考察することにより、しばしば批判の対象となってきた身体刑という刑罰形態が、条件次第では道徳的に正当化可能であることを明らかにし、刑罰制度を柔軟に改革する必要性を示すという意義をもつ。

研究成果の概要（英文）：This study develops the retributive theory of punishment from the standpoint of the "expressive theory of retribution," which demands punishments in order to express the dignity of victims which was violated by criminal acts. Especially, this study analyses the concept of dignity which the expressive theory of retribution postulates, and clarifies the difference between retributive punishment and revenge, and considers what forms of punishment are appropriate to express the dignity of the victims, showing that legal corporal punishment, which is generally criticized on humanitarian grounds, can be morally justified.

研究分野：哲学

キーワード：刑罰 応報 尊厳 平等 復讐 身体刑 修復的司法

1. 研究開始当初の背景

通常、犯罪者は罰せられるべきだと考えられるが、しかしなぜ罰せられるべきなのか。刑罰の根拠に関するこのような問題をめぐっては、まず、刑罰の威嚇力によって一般人が犯罪を行うことを予防し、また犯罪者本人を拘禁ないし教育することで再犯を予防するという「予防論」の立場が有力視されている。しかしその一方で、「罪を犯した人間はその当然の報いとして罰せられるべきだ」と考える「応報主義」の立場を支持する人も少なくなく、特に一般市民の間では依然として応報感情は根強く残っている。とはいえ、応報主義がどのような根拠に基づいているのかは明確ではなく、結局は暴力的な復讐欲に由来するものではないかという疑念も生じる。それゆえ応報主義の本質を正確に理解し、応報主義が正当性をもつのかどうかを明らかにすることが刑罰論の重要な課題となる。そこで申請者は、犯罪によって貶められた被害者の価値(尊厳)を表現するという刑罰の機能に注目して応報主義を正当化する J・ハンプトンの「表現的応報理論」の研究を行った。

2. 研究の目的

本研究の目的は、以下の二つに分けられる。第一の目的は、(1)このハンプトンの「表現的応報理論」の研究を深めて応報主義の本質を明らかにして正当化することであり、具体的にはこの理論が前提としている被害者の尊厳とは何なのか、被害者の尊厳を表現するために刑罰を科すことは復讐と何が違うのか、またこの理論は、被害者・加害者・コミュニティー間の話し合いを重視して害の回復や修復、和解を目指す「修復的司法」とどのような関係にあるのかを明らかにすることである。第二の目的は、(2)この理論を応用して具体的にどのような刑罰が要請されるのかを明らかにすることであり、現行の罰金刑や自由刑、死刑といった刑罰だけで問題ないのか、何か別の刑罰形態はないのかを考察することである。

3. 研究の方法

第一の目的を達成するために、尊厳の概念を古代ローマの *dignitas* の概念やピコ・デラ・ミランダやカントの尊厳概念を手掛かりにして分析して、曖昧とされがちな尊厳の概念を明確化する。また表現的応報理論においては、被害者と加害者を含むあらゆる人間は対等な尊厳をもつということが前提とされているが、この対等性が何に基礎づけられているのかを明らかにする。また応報的刑罰は復讐や修復的司法とどのような関係にあるのかを明らかにするために、復讐や修復的司法に関する研究を行う。

第二の目的を達成するために、罰金刑や自由刑や死刑といった従来の刑罰の是非に関する検討と合わせて、従来否定的に評価されがちな「身体刑」が道徳的に正当化の余地がないのかを、数少ない身体刑に関する先行研究を参照しながら考察する。

4. 研究成果

(1) 尊厳の概念の明確化

尊厳の概念はしばしば尊厳の「伝統的概念」と「現代的概念」に分けられる。尊厳の伝統的概念とは、古代ローマの *dignitas* に由来する概念であり、高位の階級とそれにふさわしい威厳と名誉として規定することができる。それに対して尊厳の現代的概念は、人間に内在する絶対的価値として規定することができる。この二つの尊厳概念は様々な点で異なっているように思われるが、同時に多くの共通点も有している。本研究は、尊厳の伝統的概念をベースにしつつ、尊厳の現代的概念がもつ多くの要素をうまく統合することが可能であることを示した。その際特に重要になるのが、尊厳には内面的な側面と外面的な側面の両方が存在するという点である。一方で尊厳は、威厳や名誉という形で外に現れるものと理解され、自らの不適切な振る舞いや他人からの侮辱的な扱いによって威厳や名誉が損なわれるという形で、尊厳は傷つけられることになる。その一方で尊厳は、階級や価値という形で人間に内在するものとして理解され、威厳や名誉が傷つけられてもなおその人のうちに残るものとなり、だからこそ「尊厳を回復する」ために様々な対応(本研究では刑罰)が求められることになる。

なお本研究ではこのような尊厳の担い手になるための条件に関する研究も行い、上述の研究で規定されたような概念内容をもつ尊厳の担い手となるためには、理性の道徳的能力と、尊厳の外面が傷ついたことを知覚して恥や憤りの感情を抱くという能力の二つが必要であり、そして大型類人猿などの一部の高度な知能をもった動物は、この二つの能力をもつと推測されるがゆえに、尊厳の担い手となりうる言え、ただし人間よりもその能力が劣っているため人間と対等というわけではないということを示した。

(2) 人間の平等(対等性)の根拠

表現的応報理論によれば、犯罪者は自らの犯罪行為を通して被害者に対して「お前は私よりも格下の存在であり、私の目的追求のための単なる道具として使われても文句を言う資格がない」という侮辱的なメッセージを発していると想定される。しかし加害者が被害者よりも格上の存

在であるということは間違いであり、両者は、さらにはあらゆる人間は対等に尊厳をもつと考えられる。それゆえに刑罰を科すことによって両者が対等に尊厳をもつことを表現することが要請される。このように表現的応報理論ではあらゆる人間の対等でないし平等が前提とされているが、なぜ人間は皆平等だと言えるのだろうか。実際、人間はその能力においても功績においても様々な差異をもっており、それにもかかわらずあらゆる人間が平等だというのは奇妙とすら言える。そこで本研究は、尊厳に関する上述の研究を踏まえたうえで人間の平等の根拠について考察した。本研究は、人間の尊厳の根拠をその道徳的能力（道徳的規範を認識する能力、そしてそれを具体的な状況に適用して判断する能力、そして規範によって自分の行動を統制する能力という三つの能力から構成される）と想定しているが、道徳的能力には個人差が認められるため、この能力から直接人間の平等が帰結するとは考えにくい。そこで本研究では、人間の平等の根拠に関して革新的な議論を展開した・カーターの「不透明尊重（opacity respect）」の概念に注目した。カーターは、尊厳の外面的側面にも注目して、尊厳に対する尊重は、各人の道徳的能力のレベルを不透明なものとして扱うこと（不透明尊重）を要請すると主張する。そして各人の道徳的能力が不透明になってその差異を認識することができなくなるがゆえに、人間は平等に扱われるべきだということになる。本研究はこのようなカーターの議論に依拠しつつ、道徳的能力のレベルを不透明にするのは、正確には、他人に対して自分の能力を隠し、他人と対等な能力をもつ者としての外観をまとうとする人間の自尊心ないし恥の感情であることを明らかにした。つまり、自分は道徳的能力という点で他人より劣っているわけではないという自尊心をもち、他人と対等な存在としての威厳ある振る舞いを追求し、威厳のない振る舞いをしたときには恥を感じ、また自らに相応しくない扱いを受けたときにはそれを侮辱と捉えて憤る、そのような人こそが、平等を要求する資格をもつのである。

（３）応報的刑罰は復讐か

応報的刑罰は、加害者に害悪を与えることそれ自体に価値を見出すという点で復讐と重なる。では応報的刑罰は一種の復讐と見なしてよいのだろうか。本研究はこの問題について、応報と復讐に関する R・ノージックの議論（Robert Nozick, *Philosophical Explanations*, 1981, Oxford University Press, pp. 363-397）を手掛かりに考察した。ノージックによれば、応報と復讐は、（１）その対象（応報の対象は不正だが復讐の対象は単なる侮辱や軽蔑でもよい）、（２）相手に科す害悪の量に対する内在的制限の有無（復讐の場合は制限は不要）、（３）その主体（復讐の場合は応報と異なり主体は被害者と個人的な絆をもつ）、（４）遂行時の感情（復讐は他者の苦しみを喜ぶという感情を伴うが、応報は感情を伴わないかあるいは正義の実現を喜ぶという感情を伴う）、（５）一般性（応報は類似した他の事件でも要求されるが復讐は必ずしもそうではない）という５つの点で区別される。このノージックの分析は概ね妥当と言えるが、同時に理論上は復讐が応報のいくつかの特徴（例えば不正を対象とする、害悪の内在的制限がある、正義の実現を喜ぶ、一般性がある）をもつことも可能だと言え、決定的な違いはその主体のみだということになる。つまり、復讐は被害者もしくはその関係者が主体なのに対して、応報的刑罰は国家が主体であるという明確な違いはあるものの、応報的刑罰のそれ以外の要素を全てかね揃えた復讐も想定することが可能であり、逆に言えば、応報的刑罰とは、道徳的に正当化可能な代理復讐だと規定することができる。

（４）応報主義は修復的司法と対立するか

修復的司法は、従来の刑事司法は被害者とコミュニティーのニーズを十分に考慮していないのではないかと、という問題意識のもと、従来とは異なる司法のあり方を模索し実践しようとする人々の運動として 1970 年代に始まったものであり、修復的司法の代表的論者であるハワード・ゼアは、修復的司法を、従来の刑事司法とされる応報主義と対立するものとして説明している（Howard Zehr, *Changing Lenses: A New Focus for Crime and Justice*, 3rd edition, 1990, Herald Press, pp.63-82）。例えば、ゼアによれば、応報的司法は、犯罪を規則の違反として捉え、国家を被害者として考えるので、当事者は国家と加害者だということになり、その結果、実際の被害者のニーズと権利は無視されることになる。それに対して修復的司法は、犯罪は個人の侵害であり、そして人間関係（被害者とその縁者の関係、被害者と加害者の関係）の侵害だと捉え、被害者は人々および人間関係だと考える。よって当事者は被害者と加害者であって、それゆえ被害者のニーズと権利が中心に置かれることになる。しかし、このような対比は、少なくとも表現的応報理論には完全に妥当するものではない。表現的応報理論において、犯罪は被害者個人の尊厳を貶めることであり、応報的刑罰が求めるのは被害者個人の尊厳の回復であり、応報的刑罰は尊厳の回復を求める被害者のニーズと権利に応えたものだと言え、その限りで被害者を重視した理論だと言える。もっとも、被害者自身のニーズは実際には多様であり、被害者が、報復的刑罰による尊厳の回復ではなく、被害の補償や和解を求めることは十分考えられる。そのような場合には、表現的応報理論は身を引き、修復的司法に委ね、被害者のニーズが満たされるように配慮することも十分可能である。つまり、表現的応報理論は修復的司法と対立するものではない。

く、むしろ相補的なものとしても理解できるのである。

(5) 身体刑は道徳的に正当化可能か

刑罰の種類としては、財産刑や自由刑が一般的であり、一部の国ではさらに生命刑(死刑)を設けている。この中で死刑はその道徳的是非をめぐって議論されることが多いが、財産刑や自由刑については多くの人が妥当な刑罰形態として容認しているように思われる。しかし、従来の懲罰的な自由刑は、その非人道性(例えば刑務官に対して長期的な絶対的服従を求められ、様々な辱めや暴力を受けること)や、再犯率の高さという点で問題視されることもある。そのような問題意識から、北欧を中心に刑務所を人道的なものへと改善する動きもあるが、このような人道的な刑務所では受刑者を過度に甘やかすことになるのではないかと批判されることもある。

このように自由刑は決して万能の刑罰形態というわけではない以上、自由刑(そして罰金刑や死刑)以外に何か別の刑罰形態がないかを検討することは意義のあることだと言える。本研究はこのような問題意識のもと、従来否定的に評価されがちだった鞭打ち刑などの身体刑が、道徳的に正当化不可能なものなのかどうかを検討した。

身体刑を擁護する研究者はしばしば、従来の懲罰的な自由刑に対して身体刑がもつ長所を挙げ、もし自由刑が許容されるのであれば身体刑も許容されると論じる。しかしこのように「自由刑よりも身体刑の方がまし」という擁護の仕方では、身体刑そのものの正当性を示すことにはならない。実際、身体刑に対しては、まさに人道的観点から問題があると指摘されることが多いので、真に身体刑を擁護しようと思うのであれば、身体刑には人道上の問題はないと示す必要がある。そこで本研究は、身体刑(および体罰)に関して包括的に検討して身体刑がその人道上の問題ゆえに道徳的に正当化できないと論じた Patrick Lenta の *Corporal Punishment: A Philosophical Assessment* (2018, Routledge) の議論を検討し、身体刑が必ずしも道徳的に正当化不可能ではないことを明らかにした。

Lenta によれば、身体刑が道徳的に許されないのは、身体刑が受刑者の尊厳を貶め、残虐で、拷問的な刑罰だからである。しかし Lenta の議論を分析すると、身体刑の道徳的問題点は最終的には受刑者の尊厳を貶めるという点に帰着することが分かる。そこで本研究は、身体刑が受刑者の尊厳を貶めることになるのかどうかを検討した。Lenta によれば、身体刑は、激烈な苦痛を与えることによって、受刑者を人間的ではない動物的な状態(動物のように苦痛に悶え泣き叫ぶ状態)にさせ、そうすることで屈辱を与えることになるがゆえに、尊厳を貶めることになる。しかしこのような Lenta の議論に対して、本研究は、恥の感情が生じる条件に関する研究を踏まえたうえで、人間は動物的な状態になっただけで即座に屈辱を与えられることになるわけではないことを明らかにした。つまり、裸体を公衆の面前に晒されたとしたらそれは屈辱だと言えるが、裸体を医者に診られた程度では屈辱とはならないのと同じで、受刑者はその動物的な状態を公衆の面前に晒されたとしたら、それは屈辱だと言えるが、専門の刑務官に見られた程度では、屈辱とは言えないのである。

なお身体刑に関しては、執行者の精神に悪影響を与えるのではないかという懸念や、受刑者に暴力を肯定するようなメッセージを誤って送ってしまうのではないかという懸念も生じるが、本研究は、これらの懸念についても払拭することが可能であり、よって身体刑は、十分な注意を払ったうえで行うのであれば、道徳的に正当化の余地はあることを明らかにした。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 中村信隆	4. 巻 50
2. 論文標題 「人間の尊厳」は人間だけのものか 天使と動物の尊厳をめぐる	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 哲学論集	6. 最初と最後の頁 27-49
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 中村信隆	4. 巻 71
2. 論文標題 平等の基礎としての自尊心の柔軟性 I・カーターの「不透明尊重」を手掛かりにして	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 倫理学年報	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中村信隆	4. 巻 49
2. 論文標題 尊厳の概念の多義性について 尊厳の伝統的概念と現代的概念の統合の試み	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 哲学論集	6. 最初と最後の頁 69-86
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 中村信隆
2. 発表標題 人間の尊厳の根拠としての理性と尊厳の担い手の問題 天使・動物・犯罪者の尊厳をめぐる
3. 学会等名 上智大学哲学会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 中村信隆
2. 発表標題 人間の尊厳は何を規範的に含意するのか 尊厳概念の二重性を手掛かりにして
3. 学会等名 上智大学哲学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 中村信隆
2. 発表標題 鞭打ち刑のどこが問題なのか 身体刑の道徳的是非に関する考察
3. 学会等名 日本倫理学会（第73回大会）
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関